

## Max. サービス取引規定 [ 新規お申込みは受付致しておりません。 ]

### 1. Max. サービス

- (1) Max. サービスの対象となる定期預金は、自動継続型期日指定定期預金、自動継続型自由金利型定期預金（M型）（以下、「スーパー定期」といいます。）、自動継続型自由金利型定期預金（以下、「大口定期」といいます。）、ならびに一般型の積立式定期預金（ただし、総合口座 Max. 取引に組み込まれたものに限ります。以下、「積立」といいます。）とします。
- (2) Max. サービスとは、お客さまよりあらかじめ指定された Max. サービス申込書（以下、「申込書」といいます。）記載の通帳に預入されている定期預金について、次の取扱いを行うサービスをいいます。
  - ① 定期預金ランクアップサービス  
積立以外の定期預金について、第 2 条第 1 項の判定日ごとに、第 3 条の方法により決められた種類と期間の定期預金に継続します。
  - ② 積立スウィングサービス  
積立について、第 2 条第 2 項の判定日ごとに第 4 条の方法により、申込書にご指定の型区分と期間のスーパー定期等にとりまとめます。
  - ③ 自動お積立て  
申込書にご指定の「振替日」に第 5 条の方法により、所定の引落口座から引き落した資金を積立に振替えます。
- (3) Max. サービスの各サービスにより継続あるいは作成された定期預金についても、Max. サービスの取扱いの指定がなされたものとして、前項に従って取扱います。

### 2. 判定日

- (1) 定期預金ランクアップサービスの取扱いにおける判定日は、定期預金の満期日（継続をしたときはその満期日）とします。ただし、自動継続型期日指定定期預金の場合における判定日は据置期間満了日と最長預入期限とします。
- (2) 積立スウィングサービスの取扱いにおける判定日は、申込書記載の「おまとめ日」とします。

### 3. 定期預金ランクアップサービス

- (1) ① 継続後の定期預金の元金は、継続方法が元金成長型の場合は継続前の定期預金の元金、継続方法が利息受取型の場合は継続前の定期預金の元金とします。
- ② 継続後の定期預金の期間は、継続前の定期預金の期間と同一期間とします。この場合、期日指定定期預金の期間は 3 年として取扱います。
- ③ 継続後の定期預金の利息の支払方法は、継続前の定期預金と同様とします。

(2) 継続の方法は次のとおりとします。継続された定期預金についても同様とします。ただし、継続前の定期預金が期日指定定期預金で「期日指定定期預金のランクアップの取扱い」を「ランクアップを中止する」に指定された場合は、期日指定定期預金として存続または継続します。

なお、以下の判定ができない場合は、当行所定の方法により継続します。

① 判定日に継続後の定期預金の元金が 300 万円未満の場合

A 継続後の期間が 3 年の場合

(A) 判定日が据置期間満了日の場合、判定日の期間 3 年のスーパー定期の当行所定の利率を 6 か月複利の方法により計算した場合の 3 年間の年平均利回りが預入時の期日指定定期預金利率を 1 年複利の方法により計算した場合の 3 年間の年平均利回りを上回っている場合は、スーパー定期に継続します。なお、利回りが同一か下回っている場合は継続せず、元の期日指定定期預金として存続させます

(B) 判定日が上記 (A) 以外の場合、判定日当日において、期間 3 年のスーパー定期の当行所定の利率を 6 か月複利の方法により計算した場合の 3 年間の年平均利回り（と期日指定定期預金利率を 1 年複利の方法により計算した場合の 3 年間の年平均利回りを比較し、利回りの高いほうの定期預金に継続します。なお、利回りが同一の場合は、スーパー定期または継続前と同一の期日指定定期預金に継続します。

B 継続後の期間が 3 年以外の場合

スーパー定期に継続します。

② 判定日に継続後の定期預金の元金が 300 万円以上 1,000 万円未満の場合

A 継続後の期間が 3 年の場合

(A) 判定日が据置期間満了日の場合、判定日の期間 3 年のスーパー定期の当行所定の利率を 6 か月複利の方法により計算した場合の 3 年間の年平均利回りが預入時の期日指定定期預金利率を 1 年複利の方法により計算した場合の 3 年間の年平均利回りを上回っている場合は、スーパー定期に継続します。なお、利回りが同一か下回っている場合は継続せず、元の期日指定定期預金として存続させます。

(B) 判定日が上記 (A) 以外の場合、スーパー定期に継続します。

B 継続後の期間が 3 年以外の場合

スーパー定期に継続します。

③ 判定日に継続後の定期預金の元金が 1,000 万円以上の場合

A 継続後の期間が 3 年以上の場合

判定日当日において、スーパー定期の当行所定の利率を 6 か月複利の方法により計算した場合の年平均利回り（ただし、継続前が単利方式のスーパー定期の場合は、スーパー定期の当行所定の利率）と、大口定期の当行所定の利率を比較し、高いほうの定期預金に継続します。なお、同一の場合は、継続前と同一種類の大口定期またはスーパー定期に継続します。

B 継続後の期間が 3 年未満の場合

判定日当日において、スーパー定期と大口定期の当行所定の利率を比較し、利率の高いほうの定期預金に継続します。なお、利率が同一の場合は、継続前と同一種類の大口定期ま

たはスーパー定期に継続します。ただし、ご指定の期間が 2 年の場合は、さらにスーパー定期と大口定期の中間払利率を比較し、利率の高いほうの定期預金に継続するものとし、中間払利率が同一の場合は、継続前と同一種類の大口定期またはスーパー定期に継続します。

- (3) 継続前の定期預金が総合口座取引に組み込まれている場合は、継続後の定期預金も総合口座取引に組み込まれるものとします。
- (4) 自動継続にあたっては、定期預金共通規定、期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定、自由金利型定期預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出は不要として取扱います。
- (5) 前 4 項の取扱いについては、金融情勢の変化により変更することがあります。

#### 4. 積立スウィングサービス

- (1) 積立スウィングサービスは、京銀総合口座「Max.」通帳（以下、「Max. 通帳」といいます。）に預入されている積立を対象とします。
- (2) 判定日において据置期間満了日を経過した積立の各明細のうち、2 年以上預入された場合に適用される利率が判定日におけるスーパー定期または大口定期（以下、これらを「スーパー定期等」といいます。）の利率を下回るものの元利金の合計額が 50 万円以上の場合、それらの明細を解約のうえ、元利金の合計を次のとおり自動継続型のスーパー定期等に継続します。なお、期間を 3 年で指定された場合、この継続は判定日における期日指定定期預金の 2 年以上預入された場合に適用される利率とスーパー定期等の利率とを比較し、後者の利率が上回っている場合に行います。
  - ① 期間は申込書に指定された期間とします。
  - ② 利率は判定日における当行所定の利率とします。
  - ③ 自動継続の型区分は、申込書に指定された元金成長型または利息受取型とします。
- (3) とりまとめ後のスーパー定期等も総合口座取引に組み込まれるものとします。
- (4) 積立の明細で最長預入期限を迎えたものは、その時点で、その他の明細で 2 年超 3 年未満のものとして 1 本の明細にとりまとめ、再び積立に預入します。
- (5) 積立スウィングサービスにあたっては、積立式定期預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出は不要として取扱います。

#### 5. 自動お積立て

- (1) 自動お積立ては、Max. 通帳に預入されている預金を対象とします。
- (2) 自動お積立ての内容は、申込書に指定されたとおりとします。
- (3) 自動お積立ては申込書に指定された口座から口座振替の方法により行います。  
この場合に振替指定日が当行休業日の場合には、翌営業日を振替日とします。
- (4) 振替指定日における引落指定口座の残高が振替金額に満たないときは、その月の振替は行いません。  
ただし、振替金額の不足額が、総合口座取引規定、京銀総合口座 RICH 取引規定に定める貸越限度

額の範囲内で、かつ、当行所定の手続きにより「当座貸越による振替」を届出られた場合は、振替を行います。

- (5) 自動お積立てにあたっては、総合口座取引規定にかかわらず、通帳および普通預金払戻請求書の提出は不要として取扱います。
- (6) この取扱規定による積立への預入については、前記の各項の取扱いを除き、積立式定期預金規定により取扱います。

## 6. 別冊通帳

Max. 通帳、京銀ファミリー総合口座通帳、ならびに総合口座通帳「ゆたか」に Max. サービスを契約した場合、総合口座定期預金通帳（以下、「別冊通帳」といいます。）に預入されている定期預金についても本サービスの対象となります。また、契約後に発行された別冊通帳に預入された定期預金についても本サービスの対象となります。

## 7. 届出事項の変更

継続方法等届出事項内容に変更があったときは、当行所定の書面により直ちに当行へお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 8. 届出印鑑

申込書に押印された指定口座の届出印鑑を、申込書記載の通帳に預入されている定期預金ならびに第 1 条第 2 項の各サービスにより継続あるいは作成された定期預金の届出印鑑として取扱います。

## 9. 解約

- (1) この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) この取扱いは、申込書記載の指定口座が解約されたときに、同時に解約されたものとみなします。

## 10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定、期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定、自由金利型定期預金規定、積立式定期預金規定、総合口座取引規定、総合口座取引追加規定により取扱います。

## 11. 規定の変更

この規定は、民法 548 条の 4 の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後

の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更出来るものとします。

以上

2020年3月16日現在